

江戸時代初期の越前に現れた「領」
— 結城秀康・松平忠直の領国支配機構 —

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2014-02-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/8095

江戸時代初期の越前に現れた「領」

― 結城秀康・松平忠直の領国支配機構 ―

* 長谷川 裕 子

(二〇一三年九月三十日 受付)

キーワード：地域科学・藩研究・越前・領国支配・国郡制

はじめに

戦国大名朝倉氏が滅亡して以降、越前国は他国出身の領主によって治められることとなる。『信長公記』などによれば、朝倉氏を滅ぼした織田信長は、越前一向一揆の平定後、柴田勝家に越前八郡を与え、また越前の軍事指揮を一任するなど、越前の大部分の領国支配に多大な権限を与えたとされる^①。その他、敦賀郡を引き続き武藤舜秀に支配させるとともに、前田利家・佐々成政・不破光治に府中辺二郡、金森長近・原政茂に大野郡を守らせるなど、その領域支配は郡を単位としていた。このような、郡を単位とした領域配分や、府中・大野・敦賀を別枠とした支配領域の設定は、基本的には前代の朝倉氏、さらには守護斯波氏の支配機構を継承していたといえ、その後豊臣政権においてもその枠組みは基本的に継承されている^②。

しかし、関ヶ原の戦いを経て、徳川家康の次男結城秀康が下総結城から六十八万石で入部すると、郡を単位としない新たな支配の枠組みを展開していく。それが「領」である。戦国時代の東国では、地域の拠点となる支城を中心に、既存の郡や郷を越えて創られた「領」が行政単位とされていた^③。このような「領」は、城を中心に領域形成がなされた戦国時代以降に特有の状況であったといえるが、豊臣大名として下総結城を拝領した結城秀康も同様に、結城氏領国を「領」単位で把握していた^④。したがって、越前入部後に結城秀康が設定した越前の「領」も、東国における結城氏の支配機構を継承したものと捉えられよう。しかし、それまでの郡を単位とした領域構成から、どのようにして「領」を設定していったのか、またその「領」はどのような意味をもつ領域であったのか、という点に

については必ずしも明らかではない。しかも、古代の郡が分裂して形成された中世越前の郡の範囲も錯綜した状態にある。郡と「領」がいかなる関係にあったのか、という問題も含めて、本稿では越前に現れた「領」の範囲について具体的に明らかにしていきたい。

一 中世における越前の郡

越前の「領」について考える前に、中世における越前の郡について整理しておきたい。

『延喜式』や『和名類從抄』によれば、越前の郡は敦賀郡・丹生郡・今立郡・足羽郡・大野郡・坂井郡の六郡に分かれていたことが確認できる。これが古代の最終段階の郡であったが、十一世紀半ば以降、王朝国家の地方支配が中世的なものに変質していく過程で、越前の郡も中世的な郡に再編成されていく。明確な画期は確定できないものの、十一世紀半ば以降に古代の郡からの分郡が展開したとみられている。すなわち、敦賀郡・丹生郡から分郡した南仲条郡・敦賀郡・丹生北郡、今立郡から分郡した今南東郡・今南西郡・今北東郡・今北西郡、足羽郡から分郡した足羽北郡・足羽南郡・吉田郡、坂井郡から分郡した坂北郡・坂南郡、古代以来改編を受けなかった大野郡の十三郡である。

越前における分郡は、郡名から考えると基本的に東西南北の方位に基づいたものであったことがうかがえるが、今北西郡については本稿で対象とする戦国から近世初期には確認できない。後に引用する慶長三年（一五九八）「越前国郷帳」や「正保郷帳」においても、

今北西郡の記載がないことからすれば、今北西郡は中世のある段階で合併もしくは消滅したものと捉えられる。したがって、少なくとも中世後期以降は、越前は【図1】のような十二郡で編成されていたものと考えられよう。

次に、各郡の位置関係を確認しておこう。もともと、九頭竜川流域を領域としていた坂井郡は、おおよそ九頭竜川以西の海岸部を坂南郡、その東の平野・丘陵・山地が坂北郡とされ、足羽川流域の足羽郡は、足羽川北岸辺を吉田郡、南岸辺を東西に分けて足羽南郡・足羽北郡とされている。また、南北を流れる日野川西岸と、そこから分かれた吉野瀬川に囲まれた地域に丹生北郡が立地し、日野川東岸に展開した今立郡のうち、池田荘や鞍谷荘などを含む今南東郡、真柄荘や鯖江荘などを含む今北西郡、方上荘・鳥羽荘などを含む今北東郡がそれぞれ設定されている。そして、府中（武生）を中心にその南側一帯に南仲条郡、さらに南に木ノ芽峠を越えたと敦賀郡が展開し、また越前国の東側の大半は大野郡が占めている。

では、戦国から近世初期の権力は、中世的な郡をどのように把握していたのか。先に述べたように、朝倉氏滅亡・越前一向一揆平定後の越前には、柴田勝家をはじめとした織田信長家臣が越前支配を担うことになる。支配担当領域は、金森長近・原政茂が大野郡、武藤舜秀が敦賀郡、柴田勝家が八郡、前田利家・佐々成政・不破光治が府中辺二郡で計十二郡である。したがって、織田政権は中世の郡を基準に所領を配分していたことが想定されよう。

しかし、大野郡・敦賀郡を除く柴田八郡と府中辺二郡については、

具体的な郡名は不明である。松浦義則氏は、柴田八郡を坂北郡・坂南郡・吉田郡・足羽北郡・足羽南郡・丹生北郡・今北西郡・今北東郡・府中の二郡を今南西郡・南仲条郡に比定している。^⑩一方、楠瀬勝氏は、府中二郡を今立郡・南条郡としているが、中世後期には十二郡に分化していたとすれば、今立郡・南条郡という単位で配置されたとは考えがたい。確定できる史料がないため、あくまで想定に過ぎないが、後述する結城秀康・松平忠直段階での府中領の範囲から考えると、府中二郡が今南西郡・南仲条郡、柴田八郡が坂北郡・坂南郡・吉田郡・足羽北郡・足羽南郡・丹生北郡・今北東郡・今南東郡であったと予想される。

その後、勝家の滅亡後、府中までおよんでいた勝家の支配領域はすべて丹羽長秀に引き継がれたが、その長秀がすぐに没すると、越前の領主配置は非常に錯綜した状況となる。個々の領主の担当地域についても必ずしも明白ではなく、今後の追究が必要などころではあるが、少なくとも行政単位という側面からいえば、慶長三年（一五九八）に行われた越前の太閤検地段階では、基本的には中世の郡の単位で検地が行われたようである。

今現在、管見の限り一四九ヶ村分の慶長三年検地帳が確認されているが、原本とみられる検地帳には、「足羽南郡」「坂北郡」「吉田郡」「丹生北郡」「今南東郡」「今南西郡」「南中条郡」「大野郡」という地域呼称が、また「敦賀郡」は慶長三年検地帳の写しに確認できる。^⑪そして、足羽北郡・坂南郡・今北東郡については、現存する検地帳からは確認できない一方で、「府中郡」という新しい郡

名記載もみられる。^⑫その他、「細呂宜郷」「溝江郷」「坪江下郷」「高椋郷」「織田庄」「池田庄」「志比庄」などの中世荘園制的な枠組みや、「北袋」（勝山盆地一帯）という、中世末から近世初頭にみられる荘郷よりもやや大きな地域呼称がみられる一方で、逆に「東郷領」「西方」という、のちの「領」につながる地域呼称も確認できる。したがって、豊臣政権期は中世の郡を単位とした所領構成を基本としつつも、一方でそれとは異なる新たな領域が形成されつつあった時期と捉えられよう。また、検地帳の記載からもわかるように、実際の地域社会においては、郡にとらわれないさまざまな枠組みが機能していたこともうかがえる。

ところで、先に紹介した慶長三年の「越前国郷帳」（以下、慶長郷帳と称す）には、越前の各村が中世の十二郡別に書き上げられている。^⑬この慶長郷帳は、慶長三年の越前太閤検地の際に作られたものの写しであるが、これまでその内容が翻刻されていないようなので、ここで少し中身を紹介しておく。^⑭

（表紙）
「越前国郷帳 慶長御改」

（中表紙）
「慶長本

越前御帳

（中表紙裏）
池田大宮司所蔵」

「池田大宮司蔵」

越前国郷帳

足羽北郡

一、高千四百四拾式石七斗壹升壹合

福居町地子

一、高式百拾石五斗壹升 福居庄町外

一、高千五百五拾三石四斗四升 三ツ橋町

外百石八神明社領、拾石八八幡社領、三拾石八牛王堂社領

一、高五百七拾壹石四斗九升九合 石場町

一、高七百六拾石壹斗 同所畑方

一、高千六百貳拾石壹斗 松本町

一、高百貳拾壹石八斗五升 城之橋町

一、高五百七拾壹石七斗壹升 勝見村

一、高八百貳拾石七斗八升 下四ツ井村

(中略)

吉田郡

一、高千八百三拾九石貳斗九升六合 大和田村

一、高千貳百拾五石貳斗五升 高柳村

(中略)

惣高合六拾八万三百四拾九石九斗貳升三合 村数合千三百八拾八

村

右今度御検地之上を以相定之条々

一、六尺三寸之棹を以、五間六拾間、三百歩一反^二相究事

一、田畠^并在所之上中下、能々見届、斗代相定事

一、口米壹石^二付式升宛、其外役米一切不可出之事

一、京升を以、年貢可致納所も、売買も同升たるへき事

一、年貢五里百姓として可持届、其外八代官給人として可被持事

慶長三年^戊月日

小堀新介在判

越前においては、慶長三年の太閤検地以降、新田開墾地や一村単位での内検地以外、一国規模での検地は行われなかったため、この慶長郷帳に記載された村高は、基本的に正保郷帳と同じである。^⑧

ここに一部引用したように、慶長郷帳においては、足羽北郡・足羽南郡・吉田郡・丹生郡・今南東郡・今南西郡・今北東郡・南仲条郡・坂南郡・坂北郡・大野郡・敦賀郡の十二郡が確認でき、その各郡に各村が配置されていることがわかる。したがって、この慶長郷帳から、慶長三年段階での郡境は確定できる。それを示したのが【図2】である。慶長郷帳をみる限り、公権力である豊臣政権側は、郡ごとに各村を把握していたといえよう。

二 越前の「領」と領国支配

では、この慶長三年段階での郡域に対して、関ヶ原の戦い後に入部した結城秀康はどのような範囲・基準で「領」を展開したのだろうか。越前において、「領」という行政単位を採用したのは、結城秀康とその子松平忠直時代のみで、忠直の後に越前藩主となった、忠直の弟忠昌の時代には、「領」から郡に戻している^⑨。したがって、秀康・忠直時代の「領」は福井藩政のなかでも特殊な行政単位として捉えた上で、その意味を考えていく必要があるだろう。その点を考えるために、まず「領」が確認できる結城秀康の知行宛行状を一つ紹介しておく。

宛行知行分之事

一、高千五百九石三升

丸岡領 熊坂村

一、高千七拾壹石九斗

同領 中村

一、高七百七石三斗七升

同領 (普野) すかの村

(中略)

一、高式百五拾式石三升

三國領 吉崎浦

一、高式百九拾四石六升九合

同領 赤尾村

一、高七百拾八石七斗四升

同領 家吉村

(中略)

合参万石者

右知行分之所、無相違可令領知者也、仍如件、

慶長六年

丑 九月九日 (朱印)

多賀谷左近大夫殿^(三経)

結城秀康は、越前入部直後の慶長六年(一六〇二)九月に、引き連れてきた家臣および一部家臣の寄子に対して一斉に知行宛行状を發給している。その後、慶長八年以降に出された補足的な知行宛行状や寺社寄進状にも「領」がみられるが、それを一覽にしたのが【表1】である。また松平忠直も、父秀康の領域支配単位を引き継いで「領」を記載した知行宛行状や寄進状を發給したが、それを一覽にしたものが【表2】、さらに結城秀康・松平忠直の家臣による知行宛行状などの發給文書にみえる「領」の一覽が【表3】である。その他【表4】は、秀康・忠直段階での年貢皆済状などにみられる「領」記載を一覽にしたものである。

各表からは、秀康・忠直時代の行政単位が「領」であったことが

うかがえ、その単位は丸岡領・三國領・志比領・東郷領・藤島領・西方領・田中領・府中領・今庄領・大野領・勝山領・敦賀領という十二の「領」であったことが確認できる。そして、もう一つ確認できることは、家臣へ宛行われた領地は、【表1】の多賀谷・山川・清水各氏のように、ある程度まとまった場所に与えられる場合もあったが、基本的には各家臣の給地は散在しており、複数の「領」にまたがることも少なからずあったことである。この問題は、忠直以降の知行制の方針とも関係する問題であり、検討していく必要はあるが、本稿では知行制の単位としての「領」の範囲に注目したい。まず「領」の範囲を示した【図2】をみていただきたい。

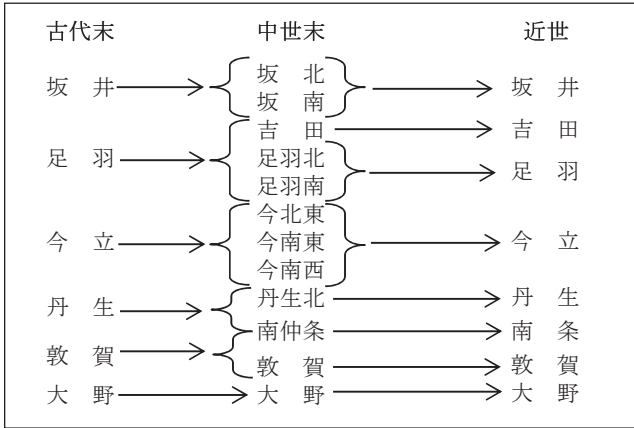
一見して気づくように、各「領」の範囲は、中世の郡とはまったく無関係に設定されているようにみえる。特に、【表5】に示したように、大野領・敦賀領以外は、中世の郡をまたいで展開している。もう少し具体的にみていこう。大野領に所属する村は、慶長郷帳における大野郡の範囲に収まることから、大野領の範囲は大野郡とほぼ重なるものと考えられる。その意味で大野郡は、守護斯波氏・戦国大名朝倉氏時代の所領配置を継承し、金森長近以来に築かれた大野城を中核とする支城領であったといえよう。同様のことは、敦賀郡にもあてはまると考えられる。

一方勝山領は、忠直段階にのみみられることから、大野領のなかに新たにつくられた「領」であったと捉えられる。勝山領としては三ヶ村しか確認できないため、その領域は明らかにはならないが、大野領・勝山領の両方に記載が確認できる石谷村や浄土寺村など、

【表1】 結城秀康知行宛行状・寄進状にみる「領」

年月日	知行者	知行高 (石)	知行場所		出典(刊本)	
			領名	村名		
慶長6.9.9	多賀谷左近大夫 (三経)	30,000	丸岡	熊坂・申(指中)・すかの[菅野]・蓮浦・今道(細呂木)・里竹田・北・北野・南引田・北疋田・宮谷・檜山・橋屋・山室・西方寺・柿賀原・次郎丸・屋[矢]地・高塚・清王・拾[十]楽・青野木・兼金[兼]	多賀谷文書 〔『結城市史』第1巻〕	
			三国	吉崎浦・赤尾・家吉[井江葎]・横柿・下番・中番・上番・谷島・重吉[義]・東善寺・馬場(羽根馬場)・新用・王見[大味]・轟・西・蔵垣内(下蔵垣内)・東・中(上蔵垣内)・下新庄・上新庄・若宮・徳分田・東長田		
			丸岡	下森田・上森田・上野・漆原・福生[庄]・安田・上合月・栗守[森]・末政[正]・兼定嶋・渡り・磯部出作(磯部出作新保)・熊野堂・嶋(磯部島)・白井[宇随]・兼定嶋出作(八丁)・羽崎		
	山川菊松(朝貞)	17,000	志比	市野(市野々)・京善寺本・谷口・花谷・ほうし[法寺]岡・山・すわ[諏訪]間・高橋	山川文書 〔『結城市史』第1巻〕	
			丸岡	下森田・上森田・上野・漆原・福生[庄]・安田・上合月・栗守[森]・末政[正]・兼定嶋・渡り・磯部出作(磯部出作新保)・熊野堂・嶋(磯部島)・白井[宇随]・兼定嶋出作(八丁)・羽崎		
			三国	勝[正]蓮花・定政[正]・随法[応]寺・中筋・福島・中(上蔵垣内)・古市		
	清水長左衛門尉 (孝正)	4,000	府中	大明神(織田)・小栖[小樟]浦・大栖[大樟]浦・桜谷・小曾原・江波・三崎・下川原	栃木県立博物館所蔵文書 〔『古文書研究』31号〕	
			寄子分	府中		大王丸・上山中・下山中・樫津・加[蚊]谷
			笹路大膳(常勝)	田中		上石田・佐々生・小倉・大島[畑]
	寄子分	2,150	大野	いなみ[伊波]	山県文書 〔『福井市史』資料編4・中・近世二〕	
			三国	下明[名](水居)・鷲塚(藤鷲塚か河合鷲塚)		
			丸岡	石丸(石森)		
	天方山城守	1,500	藤島	高柳	『越前史料』所収天方文書	
			三国	六日市		
			東郷	下細井[江]		
	清水太郎左衛門	1,000	大野	東大月・ 飯留 ・大矢谷	松本清氏所蔵文書	
			三国	楽門・竹松		
			寄子分	大野		下郷・折立・中・屋里
	熊谷勘介	800	府中	今市(西今市)・野中・竹松	参考諸家系図八三清水系図 〔『岩手県戦国期文書』1〕	
			三国	上真柄		
			高江			
	伊達与兵衛	700	今庄	四郎丸	大家文書 〔『大分県史料』第8巻〕	
			東郷	清水町		
			府中	下新庄		
	桜井武兵衛	500	丸岡	長屋[畝]	桜井家文書	
			東郷	水間		
			三国	井ノ向		
	比叡治部右衛門尉	400	大野	西嶋(川島)	中島大住氏所蔵文書	
			藤島	今泉		
			府中	上真柄		
	大藤金三郎	300	志比	真木(牧福島)	大藤文書 武州文書五 〔『結城市史』第1巻〕	
			三崎新右衛門	300		
			岡部惣次郎	300		三国
	左近男介左衛門	200	三国	安[綱]戸瀬	伊豆順行記 家蔵文書三六 〔『結城市史』第1巻〕	
			府中	中平吹		
			東郷	下川[河]北		
慶長6.9.15	落合新八郎	5,000	東郷	長泉寺・中野・新	古文書七	
	大藤小太郎	1,000	志比	岡保・栗住波	大家文書 古文書七	
			大野	今泉・開発		
			落合主膳寄子分	5,000		大野
	清水石見守(孝正)寄子分	4,000	西方	波寄	譜牒余録十一	
			丸岡	田嶋・関(下関)・嶋田(上関)		
			志比	大月		
	長井善左衛門	1,500	府中	下新庄・上戸・西大井・赤井谷・細野・山田	譜牒余録二四	
			今庄	糠口・菖蒲谷・陽[湯]谷・頭谷・四杉・中・篠川・下中津原・寺		
			西方	馬場・牛越		
	熊谷勘介	500	東郷	下馬	大家文書 〔『大分県史料』第8巻〕	
			志比	桶田(河増)		
			丸岡	嶋田(上関)		
慶長8.2.12	愛宕極楽寺	30	西方	向山	『越前史料』所収坂上文書	
慶長9.11.12	多賀谷左近大夫 (三経)	2,000	三国	石墳・勝見・本堂	多賀谷文書 〔『結城市史』第1巻〕	
			丸岡	金津新・赤坂		
			大野	八町・石谷		
	岡部五郎兵衛	1,100	西方	若杉	岡部氏系譜	
			東郷	下六条		
			三国	清長[永]		
	慶長12.4.6	1,100	志比	和田		
			丸岡	橋爪		
			大野			

(注) 結城秀康発給の知行宛行状・寄進状のうち、領と村名が明記されているもののみを一覧にしている
 年月日の○数字は閏月を示す
 村名の字の異動は〔 〕で、また近世以降に村名を変更した場合は()で示した
 太字斜体は場所が特定できていない村名を示す



【図1】越前国における郡の変遷

【表2】松平忠直知行宛行状・寄進状にみえる「領」

年月日	知行者	知行高 (石)	知行場所		出典(刊本)
			領名	村名	
慶長15.4.16	中根孫右衛門尉	150	府中	大屋	福井市春嶽公記念文庫中根家文書 〔『福井県史』資料編8中・近世一〕
	見崎新右衛門尉	300	大野	新庄	
慶長17.6.3	加藤伝内	150	東郷	河〔川〕嶋	武州文書五〔『大日本史料』12編7〕
慶長18.3.11	野本玄蕃	550	大野	今井	
慶長18.7.11	宝鏡寺	50	三国	上新庄・上番・新女〔用〕	加藤氏系譜〔『福井藩士加藤伝内の系譜』〕
元和19.5	荻田主馬	5,085	志比	吉嶺〔峰〕	反町文書〔『史学雑誌』32編4号〕
元和2.4.8	龍泉寺	50	大野	浄土寺	宝慶寺文書〔『福井県史』資料編7中・近世五〕
			府中	藤島	
			大野	北野	
			府中	宝鏡〔慶〕寺	
元和2.8.22	桜井甚之助	450	高木	聖丸・樞津・笹〔篠〕川・桜谷・今市	武州文書九〔『新編武州古文書』上巻〕
元和4.7.12	蛭川主膳	200	大野	堂本	
元和5.10.12	片山式部	500	勝山	伊知地	
元和6.8.8	西福寺	32,847	西方	若杉	
元和8.2.15	小山田伝四郎	500	府中	上太〔大〕田	龍泉寺文書〔『福井県史』資料編6中・近世四〕
元和8.12.23	中根孫右衛門尉	50	府中	千曾〔僧〕供	桜井家文書
			勝山	浄土寺	
			丸岡	蓮浦	
			丸岡	蓮浦	
元和9.1.7	小山田多門	2,000	志比	丸山	矢野文書
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	丸岡	島田〔上関〕	福山寿久氏所蔵文書
			大野	蓮浦	
			大野	平澤領家	
			大野	平澤領家	
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	敦賀	原	西福寺文書〔『福井県史資料編』第8巻〕
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	志比	印伝〔田〕・北〔北四居〕	新編会津風土記五〔『大日本史料』12編53〕
			府中	大屋	
			三国	鷲塚〔藤鷲塚か河合鷲塚〕	
			丸岡	牛ヶ島	
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	勝山	石谷	小山田氏系譜
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	三国	井向	福井市春嶽公記念文庫中根家文書 〔『福井県史』資料編3・中・近世一〕
			西方	杉本	
			府中	当田	
			府中	当田	
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	粟生寺	粟田部	木津群平氏所蔵粟生寺文書〔『今立町誌』第2巻〕
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	東郷	東大味・蔵作	武州文書五〔『新編武州古文書』上巻〕
			西方	下野	
			大野	印内〔森山〕	
			府中	五郎丸	
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	東郷	市波・浅水	
元和9.1.16	朝倉六郎左衛門尉	300	志比	高田	
			大野	田野	

(注) 松平忠直発給の知行宛行状・寄進状のうち、領と村名が明記されているもののみを一覧にしている
 村名の字の異動は〔 〕で、また近世以降に村名を変更した場合は()で示した
 太字斜体は場所が特定できていない村名を示す

【表3】 結城秀康・松平忠直家臣発給文書にみえる「領」

年月日	発給者	受給者	知行高 (石)	知行場所		出典(刊本)
				領名	村名	
(慶長6)3.15	本多富正	長岡弥次右衛門 嶋村孫右衛門		今庄	関鼻	丸岡齊家文書 〔福井県史〕資料編6中・近世四
慶長6.11.15	本多富正	(未詳)	50	府中	ま野	三室文書
慶長7.3.5	笹路常勝	仏生寺		西方	小倉	山県昭彦家文書 〔福井市史〕資料編4中・近世二
慶長7.12.吉	由木照盛	笹路常勝	150	西方	宿道〔堂〕	山県昭彦家文書 〔福井市史〕資料編4中・近世二
慶長8.1.21	本多富正	今井弥右衛門	150	府中	西袋(西尾)	武生市立図書館文書 〔福井県史〕資料編6中・近世四
				三国	上こもり〔小森〕	
				(未詳)	200	
慶長15.8.15	本多富正	(未詳)	100	府中	庄・池見	三室文書
				三国	若宮・加戸	
				大野	田野	
元和9.10.26	本多富正 他	笹路常勝	2,000	東郷	新田・天田	山県昭彦家文書 〔福井市史〕資料編4中・近世二
				府中	北	
				三国	徳分田・牛ヶ島・楽門・安〔網〕戸瀬・重吉〔義〕	
寛永1.7.15	嶋田次郎 兵衛	本多富正	45,282	府中	府中町・北府・上市・大門川原・常久・平出・印内・上太〔大〕田・下太〔大〕田・新保・高瀬・沢・池上・妙法寺・千福・三口・末松〔松森〕・行松・村国・稲寄・長土呂・押田・帆山・矢舟〔船〕・畑・向新保・小野谷・西谷・庄・荒谷・平林・矢放・西袋〔尾〕・宮谷・野大坪・上大坪・中平吹・上平吹・鍔物師・上野・堂村宮谷・金糟〔稻〕・安久和中二〔小〕屋・社谷・八乙女・中津原・上野・門満・宇須尾大谷・寺・蕪木〔甲築城〕八田・新保・東角間・東俣・菅生・定方・西角間・魚見・春山・川田(河内)・浄教寺・嶋・立脇(重立)・下浄法寺・大井・北山・春日野・夷善寺・倉〔藪〕谷(入谷・義脇・中居)・松尾谷・馬上面〔免〕・瀬戸・相〔杉〕谷・温谷・常安・月ヶ瀬	本多家・佐久間家文書 〔福井県史〕資料編6中・近世四
				西方	末・嶋寺	
				丸岡	長崎高瀬	
				三国	高屋・二日市・安沢・金剛寺・西長田・堀越・上小森・池見・下・宮前・河間・玉木・田中中・十楽・浜坂浦	

(注) 結城秀康・松平忠直の家臣発給文書のうち、領と村名が明記されているもののみを一覧にしている
 村名の字の異動は〔 〕で、また近世以降に村名を変更した場合は()で示した
 太字斜体は場所が特定できていない村名を示す

【表4】 その他の史料にみえる「領」

年月日	文書名	領名	村名	史料名	刊本
慶長9.12.23	大味浦年貢皆済状	西方	大味浦	刀禰康隆家文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
慶長10.12.28	大味浦年貢皆済状	田中	大味浦	刀禰康隆家文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
慶長11.12.29	大味浦年貢皆済状	田中	大味浦	刀禰康隆家文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
慶長13.12.28	大味浦年貢皆済状	田中	大味浦	刀禰康隆家文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
慶長14.12.28	大味浦年貢皆済状	田中	大味浦	刀禰康隆家文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
慶長8.3.20	大町勝左衛門尉天王神領安堵状	西方	天王村	八坂神社文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
(元和8)12.28	大谷浦年貢皆済状	今庄	大谷浦	向山治郎右衛門家文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
(元和8)12.28	大谷浦小物成皆済状	今庄	大谷浦	向山治郎右衛門家文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四

【表6】 府中三人衆発給文書

年月日	文書名	村名・宛所	郡名	史料名	刊本
天正4.7.23	佐々成政打渡状	拙〔湯〕尾	南仲条	佐野てる子家文書	〔福井県史〕資料編3中・近世一
(天正3カ)12.20	不破光治・佐々成政・前田利家連署状写	織田寺社	丹生北	劍神社文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
(天正3カ)12.20	不破光治・佐々成政・前田利家連署状写	織田寺社	丹生北	劍神社文書	〔福井県史〕資料編5中・近世三
天正56.-	佐々成政掟写	大塩八幡宮	南仲条	大塩八幡宮文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
天正9.8.6	前田利家黒印状	大井村	丹生北	木村孫右衛門家文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
(天正4)12.4	前田秀次	織田神領	丹生北	辻川利雄家文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
(天正5カ)12.5	前田秀次	織田寺	丹生北	辻川利雄家文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
天正3.10.2	不破光治・佐々成政・前田利家連署状	高瀬村宝門寺	南仲条	寶圓寺文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
天正3.10.12	前田利家・佐々成政・不破光治連署大滝神郷紙座定	大滝神郷	今南東	大滝神社文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
天正7.5.29	佐々成政禁制写	成願寺	今南東	成願寺文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
天正9.1.16	佐々成政判物	大滝	今南東	三田村志郎家文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
天正3.12.2	不破光治・佐々成政・前田利家連署安堵状	宅良慈眼寺	南仲条	慈眼寺文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四
天正10.3.8	前田利家黒印状	河野浦	南仲条	中村三之丞家文書	〔福井県史〕資料編6中・近世四

【表5】江戸時代初期の「領」と中世の「郡」

長谷川…江戸時代初期の越前に現れた「領」 | 結城秀康・松平忠直の領国支配機構 |

丸国領

郡	村名
坂北	青野木
	赤坂
	磯部出作 (磯部出作新保)
	今道(細呂木)
	牛ヶ嶋
	白井〔字随〕
	柿賀原
	金津新
	兼定嶋出作(八丁)
	北
	北野
	北引田
	熊坂
	熊野堂
	西方寺
	里竹田
	嶋(磯部嶋)
	鳥田(上関)
	拾〔十〕楽
	次郎丸
	菅野
	清王
	徳(下関)
	高塚
	田嶋
	中(指中)
	長屋〔畝〕
	乗金〔兼〕
	橋屋
	蓮浦
	羽場
	檜山
	福生(福庄)
南引田	
宮谷	
屋〔矢〕地	
安田	
山室	
吉田	石丸(石森)
	上野
	漆原
	兼定島
	上合月
	上森田
	川井〔河合〕新保
	栗守〔森〕
	下森田
	末政〔正〕
長崎高瀬	
渡	

今庄領

郡	村名
丹生北	頭谷
	篠川
	菖蒲谷
	寺
	糠口
南仲条	四杉
	大谷
	下中津原
中	四郎丸
	陽〔湯〕谷

三国領

郡	村名
坂北	赤尾
	家吉(井江葎)
	井向
	今市(西今市)
	王見(大味)
	栗門
	加戸
	上新庄
	河間
	上番
	蔵垣内(下蔵垣内)
	重吉〔義〕
	下明〔名〕(水居)
	下新庄
	下番
	十楽
	勝〔正〕蓮華
	新用
	竹松
	田中中
	谷島
	玉木
	東前〔善〕寺
	徳分田
	轟
	中(上蔵垣内)
	中筋
	中番
	西
	西長田
	野中
	馬場(羽根馬場)
	浜坂浦
東	
東長田	
福島	
本堂	
安田	
檀柿	
吉崎浦	
若宮	
鷲塚	
坂南	池見
	石塚
	上小森
	清長〔永〕
	金剛寺
	新保
	随法〔心〕寺
	高江
	堀越
	安沢
安〔網〕戸瀬	
吉田	勝見
	定政〔正〕
	高屋
	二日市
	吉市
	六日市
	鷲塚(河合鷲塚)
	石墳
	牛ヶ島
	下

藤島領

郡	村名
吉田	今泉
	北野
	高柳

東郷領

郡	村名
足羽北	浅水
	下馬
	天田
足羽南	市波
	蔵作
	下川〔河〕北
	下細井(下細江)
	下六条
	東大味
今北東	河〔川〕嶋
	清水町
	長泉寺
今南西	水間
	新
	中野
新田	

西方領

郡	村名
足羽北	今市
	下野
坂南	波寄
	牛越
丹生北	大味
	小倉
	嶋寺
	天王
	末
	杉本
	馬場
	本折
	宿道〔堂〕
	向山

田中領

郡	村名
丹生北	大島〔畑〕
	大味
	小倉
	上石田
	佐々生

志比領

郡	村名
足羽北	北(北四居)
	高田
足羽南	和田
	市野(市野々)
吉田	今泉
	印伝〔田〕
	大月
	岡保
	開発
	京善寺本
	栗住波
	諏訪間
	高橋
	谷口
	花谷
	桶田(河増)
	藤巻
	法寺岡
	真木(牧福島)
丸山	
山	
吉嶺〔峰〕	

敦賀領

郡	村名
敦賀	原

府中領

郡	村名
足羽南	浄教寺
	下浄法寺
吉田	立脇(重立)
	春山
今北東	川田(河内)
	荒谷
	稲寄
	大屋
	押田
	小野谷
	上大坪
	上真柄
	北
	五郎丸
今南西	嶋
	下新庄
	庄
	千曾〔僧〕供
	高木
	長土呂
	西袋(西尾)
	西谷
	野大坪
	馬上面〔免〕
畑	
平林	
帆山	
宮谷	
村国	
矢放	
矢舟〔船〕	
今南東	粟田部
	魚見
	倉〔鞍〕谷
	定方
	新保
	相〔杉〕谷
	菅生
	月ヶ瀬
	常安
	西角間
松尾谷	
東角間	
東俣	
丹生北	赤井谷
	印内
	宇須尾大谷
	上戸
	江波
	門満
	大柄〔大樟〕浦
	櫻津
	加〔蚊〕谷
	上太〔大〕田
上山中	
北山	
小橋〔小樟〕浦	
小曾原	
笹谷	
笹〔篠〕川	
下太〔大〕田	
下川〔河〕原	
下山中	
新保	
大玉丸	
大明神(織田)	
寺	
当田	
西大井(大井)	
細野	
三崎	
山田	

府中領

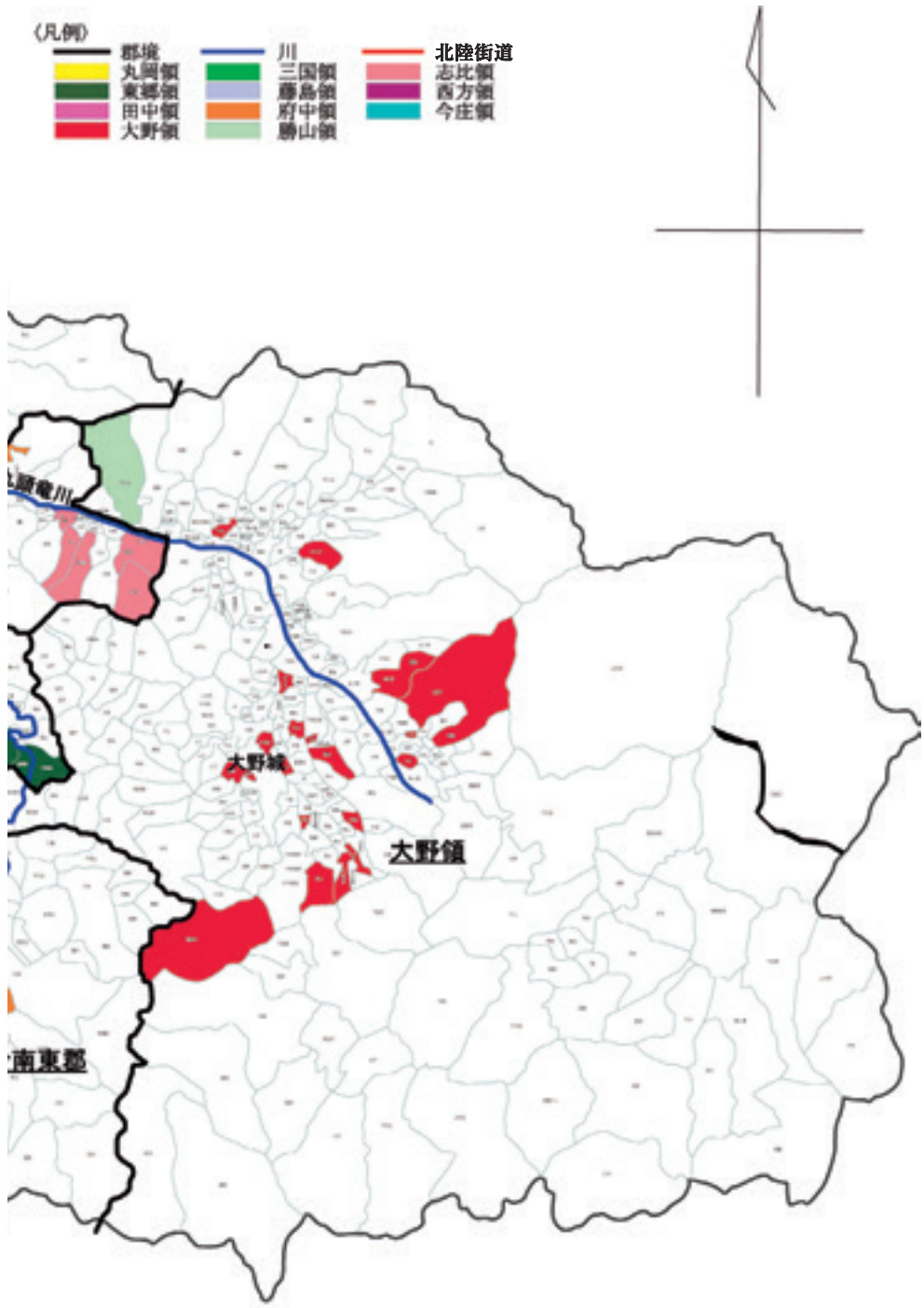
郡	村名
南仲条	安久和中二〔小〕屋
	池上
	鋳物師
	金槽〔稻〕
	春日野
	蕪木〔甲樂城〕八田
	上市
	上野
	上平吹
	北府
	沢
	瀬戸
	千福
	杉山(上野)
	大門川原
	高瀬
	常久
	堂村宮谷
	中津原
	中平吹
温谷	
平出	
府中	
末〔松〕森	
三口	
妙法寺	
向新保	
八乙女	
社谷	
行松	
池見	
東善寺	
聖丸	
ま野	

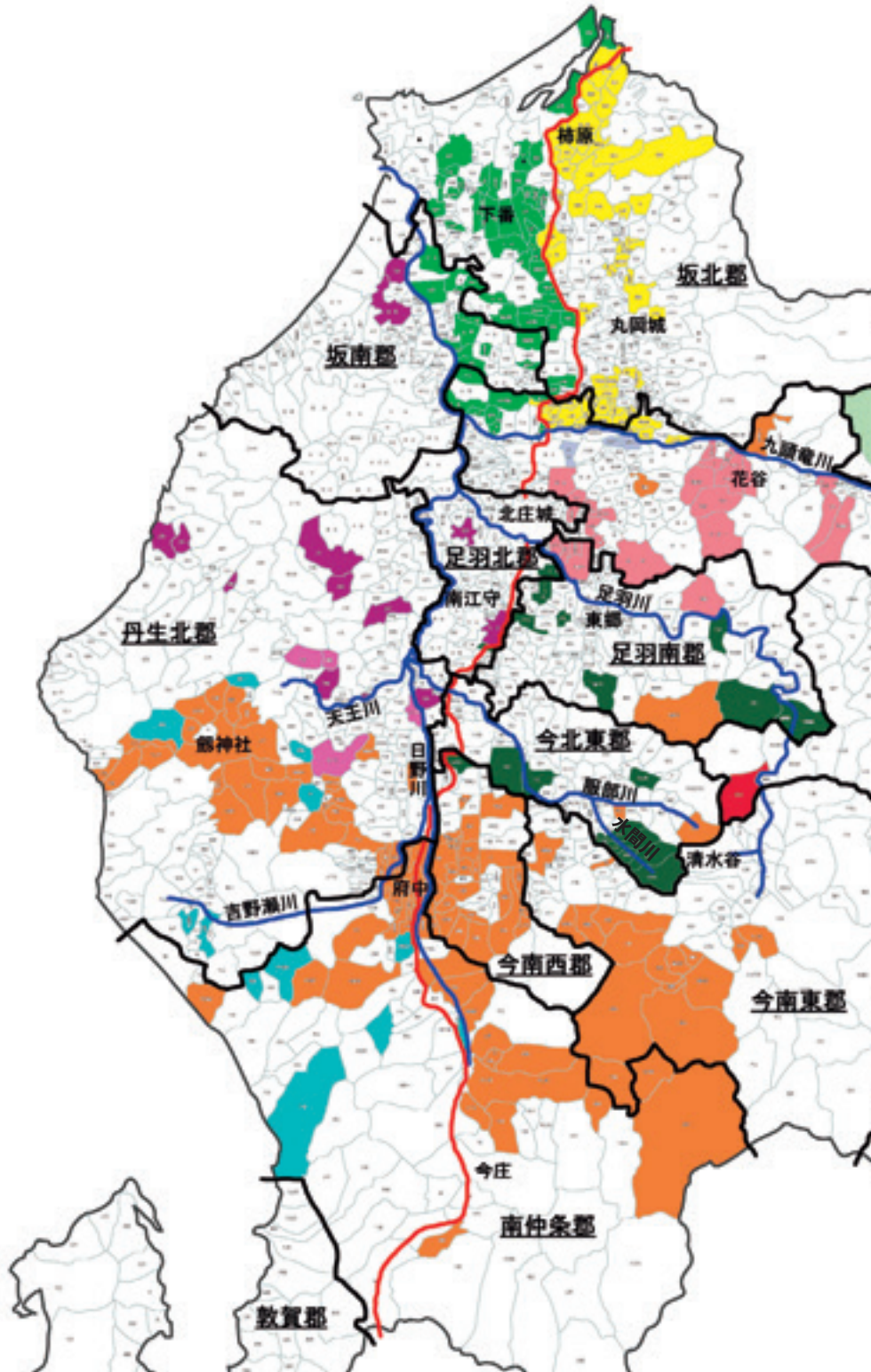
大野領

郡	村名
大野	石谷
	伊波
	今井
	印内(森山)
	大矢谷
	折立
	御給
	下郷
	浄土寺
	新庄
	宝鏡〔慶〕寺
	田野
	堂本
	中
	中荒井
西嶋(川島)	
橋爪	
八町	
東大月	
平澤領家	
六呂師	
大宿	
敷留	
屋里	

勝山領

郡	村名
大野	石谷
	伊知地
	浄土寺





【図2】史料にみえる越前の「領」

おおむね九頭竜川右岸に展開していたようである。三代藩主忠昌の入部と同時に、大野藩・木本藩・勝山藩が成立するが、その頃の勝山藩の所領は、現在の勝山市域である九頭竜川北岸とともに、吉田郡一ヶ村、丹生郡十ヶ村、大野市域九ヶ村などであったことから、忠直段階に成立した勝山領も、かなり散在した所領をもつ支城領だったのではないかと推測される。

次に丸岡領と三国領をみてみよう。丸岡領は坂北郡の東側と一部吉田郡に広がり、三国領は坂北郡の西側と坂南郡の北側、そして一部吉田郡に展開している。領域的にみて、丸岡領と三国領は坂北郡を中核に東西に位置していることが【図2】からうかがえよう。そして、その境となっていたのは、近江国から今庄・府中・北庄(福井城下)を経て北に延びる北陸街道であったと考えられる。北陸街道には、北庄から北には舟橋・舟寄・金津・細呂木にそれぞれ宿場が設けられたが、北陸街道に沿って東側の村(下森田・上森田・石森・栗森・田島・上関・金津新・高塚・十楽・柿ヶ原・蓮浦)や北陸街道が貫通する村(下関・細呂木)が【図2】のように丸岡領となっており、北陸街道の東側の村および北陸街道の通る村が、丸岡領と三国領の境になっていたといえる。そして、丸岡領は九頭竜川をはさんで藤島領(北野村)と接していること、また三国領は南・西側の境は九頭竜川をはさんで西方領(波寄村・下野村)と接していることから、丸岡・三国両領は、九頭竜川の右岸に設けられた領域であったことがわかる。

なお、丸岡領の中心は、領域のほぼまん中に所在する丸岡城であ

り、松平家の「家譜」⁸⁾によれば、秀康重臣の今村盛次が配されていたことが知られる。一方、三国領の中核は判然としない。おそらくは、越前の北の押さえとして丸岡領・三国領に多くの所領を与えられた多賀谷三経の居所であったと考えられるが、多賀谷の居所が置かれた柿原村自体は丸岡領であり、かつ三国領全体からしても柿原は北の端である。朝倉氏時代には、興福寺領河口荘や坪江郷において勢力を有した堀江氏の居城が三国領の中番村・下番村に建てられていたことから、あるいはこのあたりを拠点として設置された可能性もある。しかし、いずれにせよ三国領の支城領主として配置されたのは多賀谷氏であったと考えてよいだろう。

丸岡領の南側の藤島領については、秀康宛行状に高柳村・今泉村、忠直宛行状に北野村の三ヶ村のみ確認できる。領域の中核は不明であるが、その名称から藤島にあったことは推測される。藤島には、南北朝期に存在が知られる藤島城が築かれていたが、その後同地には応永年間に超勝寺が建てられ、朝倉氏時代以降は一向一揆の拠点となっていた。具体的には明らかではないが、この近辺の軍事施設に拠点が置かれたのではないだろうか。なお、今泉村については、慶長六年(一六〇一)九月九日付の比楽治部右衛門尉宛秀康宛行状では藤島領、慶長八年一月九日付の大藤小太郎宛秀康宛行状では志比領となっている【表2】。領域が変更されたのか、あるいは書き間違いなのかは、志比領と藤島領との境が志比領開発村と藤島領高柳村との間のみしか確定できないため不明とせざるをえない。

また志比領は、吉田郡を中心とし、北端は藤島領および九頭竜川

の南岸（法寺岡・高橋・谷口・真木・藤巻）、東端は大野郡境（藤巻・吉峰・栗住波）、西端は北陸街道と北庄（開発・和田）まで、南端は足羽川の北岸（和田・高田）に囲まれた領域であったと考えられる。志比領の中心は、「家譜」によれば山川朝貞が配されたという花谷にあったとみられる。

三国領と境を接する西方領は、【図2】によれば、坂南郡から足羽北郡・丹生北郡と、かなり広範囲に散在している。その東端は九頭竜川の左岸（下野・波寄）・足羽川の左岸（若杉）と北陸街道（今市・杉本）で、北・西端は日本海まで（大味）であったと考えられる。問題は南端であるが、田中領と錯綜していて、明確には確定できない。田中領とは、知行宛行状では慶長六年（一六〇一）九月九日、笹路大膳（常勝）宛秀康宛行状にのみみられる「領」である。日野川支流の天王川流域に設置された、丹生北郡の田中郷を中心とする領域と推測されるが、同所を宛行われた笹路氏は、田中領小倉村にある仏生寺への諸役免許状のなかで「西方領小倉村仏生寺」と表記している（表3）。また、日本海に面した西方領大味浦宛の年貢皆済状では、慶長九年（一六〇四）では「西方領」と記載されているが、翌年の慶長十年には「田中領」に変更されている（表4）。したがって、西方領と田中領は領域的にも認識的にも重複するところがあったとみられる。なお、「西方」という地域呼称は、慶長三年の検地帳にもみられることから、「西方」は秀康入部以前から何らかのまとまりをもつ領域として認識されていた可能性がある。西方領の中心は、秀康家臣吉田修理の居館があったという

南江守であろう。

西方領の東側に広がる東郷領は、足羽南郡・今北東郡にまたがり、北端は足羽川の左岸（下馬・市波）、東端は大野郡境（天田・蔵作）、西端は北陸街道（下河北・浅水・長泉寺）に区切られた領域である。南端は、府中領と境を接していたが、おそらくは鯖江から清水谷へ抜ける道、および服部川とそこから分岐する水間川流域を境にしていたとみられる。その中心の東郷には、朝倉氏時代では一乗谷の出城横山城が築かれ、豊臣期には家臣長谷川秀一が在任していた。関ヶ原の戦い後に廃城となったものの、慶長十年頃の「越前国絵図」には東郷は「高千五百九拾九石一斗」との記載があり、在郷町として栄えていたことが知られる。なお、慶長三年の検地帳に「東郷領」と記載されていることからすれば、以前よりのまとまりを継承した「領」であったとも考えられる。

最後に、府中領と今庄領についてみていきたい。府中領は国府が置かれた府中（武生）、今庄領は北陸街道の宿場が置かれた今庄を中心とする領域である。特に府中には、秀康の重臣筆頭の本多富正が配置されたことから、越前国内においては重要な地域であったといえる。【図2】によれば、府中領は府中のある南仲条郡から丹生北郡・今南西郡・今北東郡・今南東郡という広範囲に展開している。おおよっぱに言えば、府中辺から南・南西一帯と、丹生郡織田の劔神社周辺ということになる。織田政権期では、府中三人衆が府中辺二郡を担当したとあったが、彼らが発給した文書は、二郡にとどまらず南仲条郡・丹生北郡・今南東郡にわたっている（表

6)。また、慶長三年の検地帳のうち、南仲条郡・丹生郡・今南東郡に残る四冊の検地帳には、「府中郡」および「府中」と記載されている。これらのことから、秀康・忠直段階の府中領は、少なくとも織田政権期以来、府中の担当領域としてのまとまりをもつ支配単位であったことが推測されよう。

一方、今庄領であるが、おおよそ府中領の西側に、南仲条郡から丹生北郡にかけて展開しているものの、かなり府中領と錯綜していて、その境は不明瞭である。実際に、今庄領の篠川村や寺村は府中領としても記載されている。今のところ、その要因は確定できないため、保留とせざるをえない。今後、朝倉氏段階および織田豊臣政権期の府中担当領域を確定するなかで、考えていく必要があるだろう。

おわりに

以上、簡単ではあるが、各領の領域について検討してきた。その結果、秀康・忠直段階の領域支配機構としての「領」は、各地域の中心的な城および町を中心に、北陸街道や主要河川によって区切られた空間に設置された状況が浮かび上がってきた。そのため、中世の郡とはほぼ重ならない形で設定されることとなったのである。なかには、府中領や東郷領など、秀康以前の地域的なまとまりを継承したと考えられる「領」も存在したが、ほとんどはいわゆる中世段階での郡域とはまったく異質なものであった。その意味で、江戸時代初期に現れた「領」は、当該期の政治的状況および秀康の東国で

の慣習を反映した支配機構としてつくられたものであったといえよう。

しかし、この領域が定着したかという点、必ずしもそうではない。事実、三代忠昌の代になると、中世末期の十二郡、さらにはそこから改編された近世の郡へと変化していく(図1)。東国においても、この頃には「領」記載が郡に戻されていく状況から類推すれば、三代忠昌の時の郡への改編も、そうした潮流に従ったものとも考えられる。しかし、そうだとすれば、なぜこの時に再び郡が用いられるようになったのか、ということが問題となるだろう。しかも、秀康・忠直段階であっても、支配権力側が「領」を用いる一方で、在地社会においてはそれぞれの地域呼称を使用しているわけである。したがって、江戸時代初期の「領」は、秀康・忠直特有の支配機構・領域認識として位置づけるべきであり、その意味についてもこの時期の政治・社会状況をふまえて追究していくべきであろう。すべて今後の課題とせざるをえないが、今回の検討において確定できなかった村名もある。今後も在地史料や旧絵図類、聞き取り調査などを通じて検証していきたい。

注

①丸島和洋「織田権力の北陸支配」(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』、岩田書院、二〇一二年)。

②『信長公記』巻八に「越前国、柴田修理(勝家)に八郡下され、大野郡(おののほり)の

内三分二、金森五郎八に仰付けられ、三分一、原彦次郎に下され、大野郡に在城候なり。府中に足懸構へ、不破彦三・佐々蔵介・前田又左衛門両三人に二郡下され在城なり。一、敦賀郡、武藤宗右衛門在地なり」とある。

③越前国の政治動向と支配機構に関しては、『福井県史』通史編2 中世および3近世一に詳しい。

④秀康は、養父豊臣秀吉の命により、天正十八年（一五九〇）に結城晴朝の養子となり、下総十萬一千石を継承したが、その後も結城姓は名乗らず、関ヶ原の戦い直後（慶長五年（一六〇〇）九月）までは羽柴姓を名乗ったようである（黒田基樹「結城秀康文書の基礎的研究」『駒沢史学』四八号、一九九五年）。秀吉没後は羽柴姓を廃したとみられるが、越前入部以降の秀康については、「越前宰相」「越前中納言」などの呼称しか確認できないため、越前時代の秀康の氏姓は不明である。おそらくは、結城あるいは徳川・松平姓を名乗ったと考えられるが、本稿では馴染みの深い結城秀康と表記することとする。

⑤こうした「領」による領域支配の状況は、特に小田原を本拠とした戦国大名北条氏に顕著にみられる。北条氏の領域支配については、黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』（岩田書院、一九九五年）・同『戦国大名領国の支配構造』（岩田書院、一九九七年）を参照。

⑥市村高男「豊臣大名の歴史的位置―結城秀康を中心として―」（『地方史研究』一八一号、一九八三年）によれば、結城秀康は

本領である結城領を中心に、小山領・壬生領・鹿沼領・日光領・土浦領などを行政単位としており、本領以外は天正十八年（一五九〇）に北条氏に荷担して没落した旧領主からの没収地であったという。したがって、これらの「領」はそれぞれの領主が城を拠点に形成した領域であったといえ、それを結城氏所領として取り込んだものと捉えられよう。

⑦『福井県の地名』（平凡社、一九八一）。なお、今立郡は、弘仁十四年（八二三）に丹生郡から分立した郡であった（『日本紀略』弘仁十四年六月四日条）。

⑧越前の郡の変遷については、『福井県史』通史編1原始・古代および2中世に詳しい。

⑨「越前国郷帳」は福井大学附属図書館所蔵。同図書館に昭和三十三年から三十四年（一九五八〜九）に寄贈された高島文庫（郷土史家高島正氏の私立図書館）の蔵書に含まれていたものである（『高島文庫目録』福井大学附属図書館発行、一九六六年）。

その中表紙には「池田大宮司所蔵」と記載されている。一方「正保郷帳」は、原本は伝わらないが、写が「越前国知行高之帳」として「松平文庫」（福井県立図書館保管）に伝来している。

⑩松浦義則「織田期の大名」（『福井県史』通史編3、一九九四年）。⑪楠瀬勝「佐々成政の越中への分封をめぐる」（一）―織田政権論のために―（『富山史壇』五六・五七合併号、一九七三年）。

⑫慶長三年検地帳については、福井県立文書館の目録データベースを利用して検索し、写真帳を閲覧して確認するとともに、福井

県立文書館柳沢美美子氏のご教示により拝見させていただいた、『福井県史』資料編の編纂にあたって作成された検地帳一覧表を参照し、その数を示した。ただし、文書館に寄託・寄贈される文書群のなかには、ここ最近でも慶長三年の検地帳が含まれている場合もあることから、今後その数は増える可能性もある。

⑬慶長三年検地帳の写しには「丹生郡」という郡名もみえるが（「玉川区有文書」福井県立文書館所蔵写真帳など）、これは「領」から郡へと越前の地域呼称が変更されたのちに作られた写しのためであろう。

⑭「金谷村検地帳」（「畠山重左衛門家文書」・「別印村検地帳」（「内田藤衛門家文書」いずれも福井県立文書館所蔵写真帳による）。なお、足羽北郡では、原本とみられる花守村・安保村の検地帳が現存するが（「花守区有文書」福井県立文書館所蔵写真帳・「福山正人家文書」、いずれも「足羽南郡」と表記されている。しかし、「越前国郷帳」では、両村とも足羽北郡に属している。

⑮丹生北郡については、「越前国郷帳」においても「丹生郡」と記載されている。

⑯慶長郷帳にふれている研究としては、青野春水『日本近世割地制史の研究』（雄山閣出版、一九九八年）がある。なお、同内容の帳面の写しは「蓑輪又兵衛家文書」（福井県立文書館所蔵写真帳）にも現存し、その表紙に、

「慶長三年 八石村持主

越前国郡分村之御検地高附帳

戊戌月日 吉右衛門 一

とあることから、この帳面が慶長の太閤検地の際に作成されたことがうかがえる。しかし、慶長十一年（一六〇六）頃に作成されたとみられる「越前国絵図」（「松平文庫」福井県立図書館保管、『福井県史』資料編16上絵図・地図）に「北庄町地子」「北庄町外」と記載されているように、当時柴田勝家によってつくられた城下町は「北庄町」と呼称されていた。慶長郷帳で「福居庄」と記載されているのは、正保郷帳での「福居庄町地子」などの記載をふまえたためと考えられる。また、慶長郷帳には、神明社領として百石が計上されているが、これは慶長三年（一五九八）長東正家による寄進二十石と、元和九年（一六二三）徳川秀忠の寄進八十石を合わせた石高である。同様に八幡社領十石も、結城秀康の寄進を受けて成立した社領である。その他、本稿に引用した「三ツ橋町」以下の各城下町は、慶長六年（一六〇一）以降始まった北庄城建設に際して町場化した名称であり、これも慶長国絵図の頃からみられる名称である。一方で、三橋町の石高は、慶長郷帳では慶長国絵図や正保郷帳の数値よりも少ない。おそらくは、この石高は慶長国絵図や正保郷帳などの帳面以前の石高を示していると考えられる。したがって、慶長郷帳は慶長三年検地の際に作成されたものではあるが、その後の変化を別の帳面などを参照して記した部分がある帳面と捉えておきたい。

⑰ただし、正保郷帳には村高に加え田方・畑方の石高も記載されて

いたり、慶長郷帳には記載のない村名が正保郷帳に掲載されたりするなど、若干の異同はある。

⑱『福井県史』通史編2近世。なお、忠昌が入部した寛永元年（一六二四）後に作成された「正保郷帳」段階では、支配単位が中世末期十二郡の編成に戻されている。また、越前福井藩の通史「国事叢記」には、結城秀康が拝領した「六十八万七百六十二石三斗七升」の内訳が敦賀郡・南条郡・丹生郡・足羽郡・坂南郡・坂北郡・吉田郡・足羽南郡・今北東郡・今南西郡・今南東郡・大野郡に分けて記載されているが（『国事叢記』上巻）、これは幕末に編纂された書物であるため郡で表記されたものと考えられる。

⑲「多賀谷文書」（『結城市史』第一巻）。

⑳結城秀康・松平忠直の発給文書、および両家臣発給文書に関しては、黒田基樹氏のご教示を得た。また、このうちの「桜井家文書」については、みくに龍翔館学芸員の角明浩氏のご教示を得た。この場を借りてお礼を申し上げる。

㉑なお、【表4】の年貢皆済状にみえる「領」については、『福井市史』通史編2近世においても指摘されている。

㉒ただし、寺社への寄進状のなかには、「郡一村」記載のものもみられる。例えば、慶長六年十一月九日結城秀康寄進状では「大野郡平泉寺村」を白山平泉寺玄成院に（『白山神社文書』『福井県史』資料編7中・近世五）、また元和七年（一六二一）五月十五日松平忠直寄進状では「坂北郡安嶋村内」を安嶋八幡宮に寄進している（『大湊神社文書』『福井県史』資料編4中・近世二）。お

おむね、結城秀康は寺社宛の寄進状で「郡一村」記載を使用し、松平忠直は寺社宛でも「領一村」記載を使用する傾向にある。寺社宛のみに「郡一村」記載を使う理由については検討する必要がある。

㉓なお【図2】は、「明治二十二年二月十六日福井県令第十九号」にみられる旧町村名をもとに、福井県立文書館で作成した地図データを利用し、北陸街道や川、旧郡境および各「領」を色別に表示したものである。一つの村が二つの「領」の所屬としてみられる場合には、どちらか一方の「領」に色分けしてある。また、この地図の元データの提供に際しては、福井県立文書館の柳沢美美子氏にたいへんお世話になった。この場を借りてお礼申し上げる。

㉔地図には載せていないが、敦賀領に関しては、唯一、西福寺への寄進状にのみ確認される（『西福寺文書』『福井県史』資料編8中近世六）。おそらくは、大野領と同様に、敦賀領についても敦賀郡の領域に収まるものと考えている。

㉕「松平文庫」（福井県立図書館保管）。

㉖慶長三年七月十五日折村検地帳（『斎藤実家文書』福井県立文書館所蔵写真帳）・慶長三年七月二十日天谷村検地帳（『野村志津雄家文書』福井県立文書館所蔵写真帳）。

㉗「松平文庫」（福井県立図書館保管、『福井県史』資料編16上絵図・地図）。

㉘慶長三年七月田尻村検地帳（『田尻区有文書』『福井県史』資料編7中・近世五）には「東郷領宇坂三万谷内田尻村」と記載されて

いる。その他、慶長三年七月朝谷村検地帳にも「東郷領上宇坂之内」という記載がみえる（「朝谷区有文書」）。

⑲慶長三年七月十五日金谷村検地帳（今南東郡「畠山重左衛門家文書」・中山村検地帳（丹生北郡「宮川源右衛門家文書」・宇谷村検地帳（南仲条郡「久保一二三家文書」）、慶長三年七月十七日別印村検地帳（今南東郡「内田藤右衛門家文書」）。いずれも福井県立文書館所蔵写真帳による。

⑳なお、吉田郡と足羽南郡にも三ヶ所の府中領の村（下浄法寺・重立・浄教寺）がみられ、また、東郷領に含まれる服部川流域にも府中領とされる村（春山・河内）が展開している。いずれも、寛永一年（一六二四）に本多富正の知行地を書き立てた文書に記載された場所である（表3）。その理由については具体的に不明だが、富正に付けられた所領であったために府中領と記載された可能性も考えられる。